



平成 18 年 2 月 21 日

稲美町長 赤 松 達 夫 様

稲美町特別職報酬等審議会

会 長	藤 本 正 幸
会長代理	大 西 壯 司
委 員	大 西 幸 夫
	丸 尾 隆 子
	南 條 静 香
	畠 房 生
	山 田 立 美

特別職の報酬額等について（答申）

平成 18 年 2 月 21 日付稲総人第 907 号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、厳しい財政運営を迫られる状況下での特別職の報酬等のあり方について審議するため、4 年連続の開催となった。

昨年度は審議の結果、期限を限り町長、助役及び教育長(以下「常勤の特別職」という)の給料月額引き下げ、並びに議員報酬の引き下げなどの答申を行った。この答申を踏まえ、貴職においては平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで常勤の特別職の給料月額の引き下げ措置を実施されたところである。

本年度は上記の常勤の特別職の給料月額引き下げ措置の期間満了を控え、あらためて現在の社会経済情勢等を考慮し、来年度の特別職の報酬等のあり方について審議を行った。

現在のわが国の経済情勢

1. 景気には回復基調がみられる
2. 雇用情勢には改善に広がりが見られる
3. 消費者物価指数は緩やかなデフレ状態で、東播磨地域では対前年比で 0.4 ポイント下降しているが、兵庫県及び全国では横ばいとなっている

経済情勢に明るい兆しが見えつつあるとはいえ、デフレ要因が完全に払拭されていない現状を踏まえて、その動向は今後も予断を許さないと考えるべきである。

平成 17 年度の人事院勧告

民間企業における賃金カット等の賃金抑制措置などにより、官民較差を解消するため月例給について 0.36%減額することとし、賞与については、0.05 月分増額された。

さらに平成 18 年 4 月 1 日には、一般職員については、給料表の見直し及び職務と職責、勤

務実績が給与に反映されるなど、大幅な公務員制度改革が実施される。

本町の財政状況

平成 17 年度決算では町税、地方交付税交付金ともわずかながら減収となり、歳入全体では普通会計一般財源ベースで約 1 億円の減収になると見込まれる。平成 18 年度においても、緩やかな景気回復基調により町税収入は微増が期待できるものの、少子高齢化による医療費及び下水道整備事業にかかる地方債償還金の増嵩に加え、国のいわゆる三位一体改革による影響も大きく、財政調整基金の取り崩しを迫られるなど財政状況は依然として厳しい局面にある。

以上の状況を念頭に置き、近隣市町の人口規模、財政状況、特別職の報酬額及び一般職の給与状況を比較検討するとともに、本町における特別職の報酬額等の改正経緯を考慮し、諮問事項について慎重に審議した結果、以下のとおり結論を得た。

常勤の特別職の給料月額について、昨年度の当審議会の答申を受け実施された引き下げ措置を、来年度も引き続き実施すること。この引き下げ措置については、昨年度の答申でも述べたとおり、現在の厳しい社会経済情勢において今後予想される困難な状況に立ち向かい、財政状況の改善に取り組む姿勢を明確にするため、期間を限り減額措置を講ずることが望ましい。

また、引き下げ額については、景気基調及び消費者物価指数の動向、並びに近隣市町における状況を考慮し、諮問のとおり現在の引き下げ措置と同様とすることが適当である。

議員報酬等については、昨年度も引き下げ措置を諮問したところであるが、現在の厳しい社会経済情勢における困難な状況に立ち向かう態度を明確にする必要があることから、全員協議会あるいは検討委員会を設置して協議するなど、下記の引き下げ措置を講ずることを真剣に検討願いたい。

なお、傍聴者への配慮や議長交際費の公開など議会改革の取り組みや、昨年 12 月議会において、期末手当 0.05 月の引上げの条例改正を自ら否決されたことについては、評価できるものである。

しかし、審議会としては、厳しい町の財政状況を鑑み、議会議員の報酬等総額について、議会議員 4 人分の年額報酬等にあたる 2,000 万円程度の削減を強く望むものである。

町議会議員各位におかれては、厳しい社会経済情勢に立ち向かい、住民全体の代表者として町政を牽引する立場にあるとの自覚を持ち、このことを具体的に行動に移されるよう切に要望する。

最後に、常勤の特別職及び議員各位におかれては、その報酬等が町民の貴重な納税により賄われているという事実を再度認識され、町民の負託に応え、これまで以上に当町の一層の発展と住民福祉の向上に尽力されることを心より願う。

また、この答申を町のホームページに掲載するなどにより、広く住民に特別職の報酬等の改定経緯を知っていただき、常に住民の視点に立った行政の執行を切に求めるものである。

町長の給料月額	801,000 円 (10%引き下げの現行措置を継続)
助役の給料月額	671,600 円 (8%引き下げの現行措置を継続)
教育長給料月額	634,800 円 (8%引き下げの現行措置を継続)
議会議員全員の年額報酬等合計	総額について 2,000 万円程度の削減

それぞれ、平成 18 年 4 月 1 日から 1 年間適用することが適当である。